

第12回総合海洋政策本部参与会議 議事概要

◆日時：平成25年3月27日 10:00～11:00

◆場所：官邸4階大会議室

◆議事概要

1. 開会

2. 各課題の最近の動向及びその他の重要事項について

(1) 現状の海洋基本計画素案に関する説明

事務局より現状の海洋基本計画素案について説明が行われ、引き続き、質疑が行われた。

【参与の発言は○、事務局の発言は●】

- 前回色々な意見が出たが、それが今回の案に良く活かされているものと拝見した。
- 目次において第1部・第2部は大きく関連する。第1部2に「本計画において重点的に推進すべき取組」として6項目、方向性が7項目挙げられ、第2部で具体的な施策が挙げられている。それぞれの順番が優先順位を表すとすると、第1部2(5)海域の総合的管理と計画策定の後に、3(5)海洋の総合的管理があり、非常に分かり易く系列立てられているが、これが第2部のどこにあるか、3 排他的経済水域か、9 沿岸域の総合的管理に入るのかとも考えられるが、これらが第1部と必ずしも合致していない印象で、目標系列からすると入れ替えるべきではないかという気がしたので整理が必要。特に「排他的経済水域等の開発等の推進」にこの総合的管理が置き換えられている印象を受けたので、基本計画のあり方としては、排他的経済水域の箇所に管理という思想がもっと入って然るべきと考える。基本計画を手にした人が分かりやすくなるように、施策をどのように並んでいるか、第1部とのつながりが必要。その意味で11頁(5)の記述は非常に重要と考える。
- また自分が担当してきた安全保障に関して、第1部2(2)の「海洋の安全の確保」、3(2)の「海洋の安全の確保」があるが、3(2)では「海上保安庁及び海上自衛隊の体制強化や能力向上及び関係省庁間の連携強化に取り組む。」、また、第2部5海洋の安全の確保(1)アにも具体的記述があり、これは明確に具体的施策の中に出て来る。しかし、先般、長崎佐世保の現地を視察した際、海上保安庁と海上自衛隊の体制強化だけでは何もできない状況であったので、ここは法整備をきちっと入れて頂きたい。法整備を入

れなくては現体制では何もできないというのが現状。安全保障に関して海上保安庁と自衛隊との間に非常に大きな隙間があることが事実。海洋基本計画にも安全保障の網掛けをしないといけないのではないかと考える。

○安全保障に関しては非常に大きな問題で、ここだけの議論で結論づけることは出来ない、今後検討が必要な問題であろう。

●構成は、6つの基本的理念と12の施策という海洋基本法の書きぶりになったもの。ただし、第1部については参与の御意見を踏まえて、6つの理念を多少崩し、重点項目として基本計画の方向性とあわせている。第2部については法律で決まっているため、第1部に整合しない部分もあるが、そこまで崩してしまうのはいかがなものかという議論の結果があり構成が決まった。

●EEZ 関連法は調整中としているが、おっしゃる通りであり、EEZ の開発に関しては、しっかり精査すべきで、その中には管理が想定される。各国の法制を見ると EEZ の資源開発を念頭においた法整備があったり、一方では環境保全の観点のものもあるので、EEZ 管理という視点は重要であり、今後検討していきたい。

○全体的にしっかりとした記載で充実した内容となった。しかし、第1部2の重点的に推進すべき取組、3の施策の方向性と第2部との関係をもう少し述べないと全体の関係性が分かりにくい。3頁の本計画に関する説明文に、丁寧に目次骨子の関係を述べるべきと考える。

○日本の技術基盤を充実させることが重要と繰り返し申し上げてきたが、現案にて付け加えられた37頁に深海底探査技術等の開発の「成果を活用」とあり、基盤から応用までということを示す重要な考え方であろう。それを担保するのが33ページの「(3) 海洋科学技術の共通基盤の充実及び強化」という部分で、アの項目の記載も適切だが、4つめの「取り組む体制の整備」が日本の技術基盤にとって重要。「整備する」ではなく「整備について検討する」となっており、これでは従前の体制が進んでいかないと思料。ぜひ、体制の「整備」を強調して頂きたい。

○「基礎技術を支える」ということが第1部には書かれていない。基礎技術の開発や支えが重要であることをぜひ第1部に書き込んで頂きたい。それこそ科学立国日本の姿勢である。

○自分がPTに参加していた人材育成に関しては、49頁にあるような海に関する幅広い知見を持った人材の育成も重要だが、専門家を確保し、継続的に養成していくという視点が抜けているのではないか。

○21頁の放射線モニタリングについて、福島第一原発の事故に関係した海

洋・海底汚染はただ見ていましょうね、というようなことになっている。他の環境部分については、漂流がれきなど「対策を講じる」ということが記載されているのに対し、21頁ではモニタリングしか書かれていない。海に放出されたものに関して単にモニタリングだけするのではなく、他の項目と同じように何らかの対策を講じるということに記載すべきではないかと考える。

○タイムスケジュール如何。

●今日頂いたご意見を出来るだけ反映する。参与会議とメンバーが重なっているが、海洋基本法戦略研究会の総会が明後日あるので、そこで了解いただければパブリックコメントを募る。その上で、閣議決定に向け、自民党のみならず民主党、公明党の党内手続きを行う。我々としては4月中に閣議決定へもって行きたい。変更点については各参与にそれぞれご連絡したい。

○異存ない。出来るだけ早くすべきと思うので、スピードアップして御対応頂きたい。

○政権も変わって変更された部分もあるかもしれないが、現政権の大きな政策である成長戦略との関係として、海洋基本計画は科学技術や安全保障の側面もあると思うが、海洋開発が成長戦略の一環だと明確にするのも一案ではないか。

○体制論について、自分も迷うところであるが、特定のプロジェクトで非常に高い目的意識を持って産業化をしていくという、ゴールをはっきりと設定した中で技術開発をしていくということが真に有益な技術開発を導くと考える。それと別に基礎的なR&Dがあり、体制についてはそういう商業化を目指した仕組みを作っていくことが重要。研究開発のためのニュートラルな体制とは異なるアプローチなのかなと思った。

○基本的にはメリハリをつけたバランスが重要であろう。

●成長戦略について一言補足する。一昨日の政府成長戦略会議でも規制の緩和が議論されている。海洋の関係では海洋・鉱物資源の関係は、日本の成長戦略の鍵であるとされ、甘利大臣のもと議論されている。政権が変わり成長戦略を進めるにあたって、ある程度短期的に成果が出るものについてしっかりやるべきだとの意見があり、そのような意味では海洋に関しては難しい点もあるが、成長戦略からの期待が高いので、そういうことも踏まえて、我々もしっかり対応していきたい。

○第1部と第2部の関係性について3頁の記載を見ると、第1部において、今後概ね5年間とあり、第2部において期間に関する記載はない。第1部は理

念的なことが書かれ、集中的なものではあるが、実は5年間で到達するものではないと考える。第2部の方がむしろ5年間でやりきるというニュアンスがあるので、それが出るように第2部の方も「今後5年間で集中的に実施すべき」等の言葉づかいを入れた方がよいのではないか。第2部は第1部を受けると同時に5年間でやりきることが分かるようにすべきであろう。

○自分の感想として28頁に海洋由来の自然災害への対策があるが、その中に「三大湾の湾港における発生頻度の高い津波を超える津波を想定した防護水準の確保の検討」とあり、是非進めて頂きたい。津波の発生後、防護レベルを決めたとき、全国民が等しく守られるという観点から発生頻度の高い津波に対して海洋保全施設を作るとされるが、三大湾はやはり日本の中核なので、特にそれを超えた防護水準というのがあるべき。今の海岸法の枠組みの下ではそうになっていない。海洋基本計画の下でこのようなことが提案され実施されると海洋基本法を作った意味があると思う。

○沿岸域の総合的管理の推進(42頁)は、5年間でやりきることを前提とすると、その前の(3)までにやるべきことが書かれ具体的によく分かる。(4)はそれを受けて、すでに国土庁時代に総合的管理のガイドラインのようなものが出来ている。次にやるべきは具体的な地域で何を作っていくかを考えることで最後の「地域の計画の構築に取り組む地方を支援する」という部分が重要。いくつかの具体例を作りながら総合的管理を進めるのがよいのではないかと考える。

○ずいぶんと具体性が入り、よくなったと考える。

○総論の箇所に、成長戦略推進における短い間に成果を出すというプレッシャーがあると伺う中で難しいとは思いますが、ずっと参与会議で議論してきたが、5年が全てでなく、少し長い目で見ただ中で施策を立てる視点が必要。その点、若干「海洋立国日本の目指すべき姿」の中に、目指すべき遠い将来と5年間で実施することとの関連に少し触れて頂けるとよりその点が分かりやすくなるのではと思うので、可能であれば御配慮願いたい。

○法整備に関して、海洋基本法戦略研究会コアグループ会合での指摘が書き込まれた気がする。今回盛り込まれた文章を見ていると、「法整備」という言葉が色々な意味を持っている。文脈や発言者によって「法整備」という言葉で念頭に置いていることが違う感じがしている。①制度としての法整備と、②具体的に採るべき施策の中身としての法整備という意味が混在している。少なくともEEZ等に関しては何もしてこなかったわけではないので、既存の法律との整合性や現存の制度で具体的に足りない点を理論的に詰めて、今後の施策を議論するよう心掛けていただきたい。

- 産業と基盤、長期と5年といった問題について書きぶりを工夫してほしい。
- 法整備については同感である。法整備というと皆さん賛成するが、それぞれが考える内容についてはかなり違う。内容についてはこの参与会議でも十分議論できていない部分であるので、構造化して、できるものからやっていくことを書くかということだろう。海上保安庁と自衛隊の間を埋めるような具体的な話を入れるか、その点重要なご指摘だろう。
- 50頁に追記された「事業等の計画的な実施」「総合的な戦略の策定」「事業等の総合的な実施」と言った点が重要であるので、(2)事務局機能の充実については今後修正されとしても、総合的な戦略の策定や事業等の総合的な実施を事務局が担うんだという姿勢が大切と考える。
- 総論のところで、野田内閣の時に意見書を出した。成長戦略に総合的な戦略と成長戦略のリンクや成長戦略に資する旨を書き入れるべきであろう。
- 50頁1の第2段落に主語を入れてはどうか。「総合海洋政策本部が」等、主語を入れれば縛りができ、より具体化され则认为る。
- 末尾の語句が「取り組む」「推進する」「検討する」とそれぞれあり、特に参業に関しては「検討する」が多い。「検討する」は基本計画に書くような言葉ではないので、「推進する」にすべきかと考える。
- 第1部では方向性がよく書かれていて、特に海洋産業については新たな段階に入る旨記載されているが、第2部では、そのためにどういう体制で行くか、官・民共同で強力な体制を組んで進めるというステップに入るべきということが必ずしも書かれていない。
- 15頁の海底熱水鉱床の箇所に「その成果を着実に民間企業に引継ぐ。」とあり、これは官側が進めることを意味し、官民共同で体制を強化して進めることになっていない。せつかく第1部で官民協力を強化して産業化を目指すと書かれているので、これを徹底してほしい。
- レアアースについては「調査・研究を実施する。」と限定している。他では「開発を推進する。」「開発計画を立てる。」等、またそれに従って取り組んでいくことが書かれるがレアアースだけは調査・研究に限定している。成長戦略の中でもレアアースは特出しで早期に進めていくとあり、限定すべきではない。
- また海洋エネルギーで大事な研究開発の対象は潮流・海流であり、次に波力という状況なので、「波力等」との記載は現実に即しておらず、順番が違う。

- 東北沿岸に限定したような記載ぶりがあるが、海洋エネルギーはもっと有望な地域があるのに、特に東北沿岸と他との間に差をつけるのは適切でない。限定した枠をはめないで、日本全体を対象とすることが大切である。
- 事務局機能の充実はヘッドクォーターとして重要であることが書かれておりとても良い。
- 情報の共有については、みなさん議論していただいたが、「人づくり」の重要性との関連でもそういったシステムとの連携が重要。典型的には、メタンハイドレードのような日本のプロジェクトをやっている人ではなく、関連している人の知恵や意見が反映される構造を作るべきといった少なくとも2つの要素が情報システムに期待されるわけでその辺の目的に工夫が必要ではないか。
- ご意見については必要に応じて事務局から回答させたい。素案の更なる修正が必要とされるものについては、必要に応じて相談させていただく。
- 案文については、意見を踏まえて修正していきたい。今後、閣議決定してそれで終わりというわけではなく、実行に移していかないといけないので、その過程においてもご協力いただき、また、情報提供もしていきたい。

(2)「海洋再生可能エネルギー利用促進に関する今後の取組方針」について(資料2)

事務局より資料2について説明が行われ、引き続き、質疑が行われた。

【参与の発言は○、事務局の発言は●】

- 水深の条件200mとあるが、数値で書くとそれが独り歩きするので、その数値が何を意味するのかももう少し加筆頂きたい。
- 水深の条件は数名の事業者からヒアリングをして大体の目安として記載。基礎部分の設置や係留に関して現在の技術では200mくらいのところであれば何とかかなりそうだとということであって、細かく技術基準があるわけではない。
- 国の事業として都道府県にお願いするのであれば、機器や設備についてかなりお金がかかると見込まれる。全体の枠としてどの程度の規模を想定しているか。
- 専用の予算を確保しているわけではなく、経産省や文科省の事業を想定し、国の採択を受けたプロジェクトが実験室から実際の海に出ていく際に場所探しが大変なので、今後の予算規模は不明なるも、国のプロジェクトを活用していくことを想定。

(3) 資源開発に関する報告

参加から以下のとおり報告が行われた。

- メタンハイドレードについて、3月12日にいわゆる減圧法で採掘。早朝に減圧を開始し10時頃ガスの産出を見た。
- 6日間の実験、当初2週間の予定であったが、シケが来ることが見込まれ、船の位置があまりにずれると離脱しなくてはならないが、十分に準備して行わないとデータや機器に損傷が出る可能性があるとして現場で判断し6日で終了。そのきっかけは、砂が井戸に出てきたため、その現象はより一層分析しなくてはならないが、シケが来るので減圧のスピードを上げたことが原因ではないかと思う。
- ここまでは良い結果が出ていると考えている。これまでカナダやアラスカで行った実験より1桁多い産出量であった。その原因は場所の地層が非常に良好で、メタンハイドレード層が非常に厚い、また温度がアラスカやカナダよりやや高い等の要素があった。
- 結果をきっちりとまとめて次のフェーズをどうするかが重要。次は長期の事業化を目指すべきで、先々の商業化を睨んで生産性を高めるための技術開発を伴うものにしたい。そのために日本の産業の色々な分野の技術を総結集できるようなプロジェクトを行うべく、時間をかけてプロジェクトの構成を考えてもよいのではと考えている。

3. 閉会

以上